

町 長	副町長	課 長	主 幹	担 当	合 議

別記様式第4号

会議等結果報告書			
会議区分	会 議 ・ 打合せ ・ 協 議	文書番号	3 3 4
		決裁期日	平成25年 1月21日
名 称	上富良野町協働のまちづくり推進委員会（第4回）		
日 時	平成25年1月18日（金） 午前9時30分～午前11時10分		
場 所	公民館2階 第1研修室		
出席者	委員5人 町民生活課事務局3人 合計8名		

内 容

【進行：町民生活課長】

◎ 会長あいさつ

会長：年頭挨拶に続いて、昨年より自治基本条例について、再確認と検討を進めているところだが、非常に大事なことをやっていることに責任を感じる場所である。一方で、こういう大事なことが町の根幹をなしているの、そのことを意識しながら進めていきたいと思うので、ご協力を賜りたいと思う。

議 題

1 各章・各条項の現状評価と課題について

会長：各条項の現状評価と課題について、順番に進めていきたいと思うので、資料に基づき事務局の方から方向性を示していただきたいと思う。

事務局：今日は第5章と6章を皆さんにご確認をいただきたい。前回の会議で条例の解説書をお配りしたが、今回も5章と6章だけを抜き出して配布させていただいている。また、条例の主な取組みということで、左に条文、右に主な取組みを書かせていただいている。これをあわせて説明させていただきたいと思う。

(1) 第5章「町の役割と責務」

事務局から第13条について説明。

会長：町民の意思を反映して町民とのコミュニケーションを図らなければならないというの、わかるし、職員とのコミュニケーションも図らなければならないのわかる。しかし、担当職員が違ふときなどに横の連携が取れていない。また、1人の職員の接遇が悪ければ職員全体が悪いと言われる。その誤解を招かないためのコミュニケーションは図らなければならない。

事務局：第16条に組織の在り方もあるので、ぜひ発言をお願いしたい。第13条はいいだろうか。

委員：承認。

事務局から第14条について説明。

会長：町民との信頼関係づくりに努めるという条例が素晴らしいが、地方公務員法では町民とコ

コミュニケーションを密にはいけないというものはないのだろうか。

事務局：地公法は、全体の奉仕者であるということが謳われている。守秘義務など、工作上知りえたことを他に漏らしてはならないというような規定や公職選挙法に係わる活動はできないなどの縛りはあるが、今言ったように住民会組織や任意団体組織に入って活動することは制限していない。

事務局：前後して意見をいただいても構わないので、次の条に進んでよいでしょうか。

委員：承認。

事務局から第15条について説明。

会長：意見がなければ次に進みたいと思います。

委員：承認。

事務局から第16条について説明。

事務局：次に進んでもよろしいでしょうか。

委員：承認。

(2) 第6章「信頼される町政の推進」

事務局から第17条について説明。

会長：自治基本条例に基づいて、総合計画が作られているため改めて重要な条例と感じる。

事務局：行政は計画を持って進めているので、思いつきで事業を進めることはない。しかし、1年先もわからない社会変化の中なので計画を見直すことはある。それも町長が勝手にではなく、議会に諮って相談させていただいて、住民会長たちにもご相談させていただくなど、様々な手法で意見を聞いて進めている。

事務局：中期長期計画になるので、5年経とうとしているところでプロジェクトを組織して見直し、これまでの評価も含めて、今後の方向性について再協議するようになっている。

事務局：次の条にいかせていただいてもよろしいでしょうか。

委員：承認。

事務局から第18条について説明。

事務局：条文は義務を課しており、すべて「進めます」や「行います」となっている。特に意見はないでしょうか。

委員：特になし。

事務局から第19条について説明。

事務局：20条に進んでよろしいでしょうか。

委員：承認。

事務局から第20条について説明。

事務局：なければ次の条に進めていきたいと思います。

委員：承認。

事務局から第21条について説明。

事務局：次の条に進んでいいでしょうか。

委員：承認。

事務局から第22条について説明。

事務局：よければ先に進みたいと思います。

委員：承認。

事務局から第23条について説明。

会長：組織内の横断的な調整を図るとはどういうことだろうか。

事務局：1つの課や班に留まらない事案があるため、総合的に代表するところがその前に関係する課と横の連絡を取らなければならない。

事務局：意見の出づらい部分かと思うので、戻りながらでも結構である。先に進んでよろしいでしょうか。

委員：承認。

事務局から第24条から第27条まで説明。

事務局：基本的には別の条例があるから、あえて載せる必要はないといえないのかもしれないが、協働のまちづくりは情報が共有されていなければならないということで、そこで基本になっているのが、情報公開条例である。ただし、守らなければならないものがあり、個人情報保護条例をもって個人のプライバシーを守ることになっている。

事務局：進めてよろしいでしょうか。

委員：承認。

事務局から第28条について説明。

会長：いいのではないか。

事務局：それでは進みたいと思います。

委員：承認。

事務局から第29条について説明。

事務局：進んでもよろしいでしょうか。

委員：承認。

事務局から第30条について説明。

事務局：すべて通して意見はあるでしょうか。なければその他に進みたいと思います。

委員：承認。

2 その他

(1) 町民向け協働のまちづくり講演会

事務局：協働のまちづくりの講演会を保健福祉総合センター「かみん」で予定している。今回の講師の吉田さんには上富良野の食についてお話していただく。食が協働のまちづくりの講演会につながるのか疑問を感じられるかもしれないが、いろいろなこととつなげるよう、町民の皆さんに情報を提供するというで開催するので、委員の皆さんにぜひご出席いただきたいと思う。

次回会議の日程

会長：次回の会議は2月25日（月）の開催を予定する。